

〈令和4年度 高齢者 保健・福祉事業一覧表〉

【もくじ】

○福祉事業

- ・高齢者食事サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 P
- ・緊急通報システム
- ・家族介護用品支給事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 P
- ・在宅福祉通院移送サービス
- ・社会福祉法人等による生計困難者等に対する・・・・・・・・3 P
介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業
- ・介護保険低所得者等利用者負担助成事業・・・・・・・・4 P
- ・地域包括支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・5 P
- ・重度身体障害者等交通費助成
- ・住民互助組織めむろたすけ愛・・・・・・・・・・・・・・・・6 P
- ・一般社団法人めむろシニアワークセンター
- ・自立相談支援事業所とかち生活あんしんセンター・・・・7 P

○保健事業

- ・一般介護予防事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・8 P
- ・あたまの健康チェック事業・・・・・・・・・・・・・・・・10 P
- ・認知症高齢者等SOSネットワーク・・・・・・・・・・・・11 P
- ・認知症サポーター養成講座
- ・オレンジカフェ
- ・予防接種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12 P
- ・健康・栄養相談

○健（検）診一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13 P

○芽室町社会福祉協議会事業一覧

- ・車いすの貸出し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16 P
- ・心配ごと相談所開設
- ・地域交流サロン事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・17 P
- ・除雪サービス
- ・介護予防ポイント推進事業・・・・・・・・・・・・18 P
- ・日常生活自立支援事業
- ・芽室町成年後見支援センター・・・・・・・・・・・・19 P
- ・生活支援体制整備事業 ちょこっとサポート

○福祉事業

事業名・申請先	内 容
<p>高齢者食事サービス</p> <p>高齢者支援課 在宅支援係 Tel62-9724</p>	<p>一人暮らしの高齢者等に栄養バランスのとれた食事を配達するとともに安否確認を実施する事業です。</p> <p>対象者：<u>自らの健康状態に合わせた食事の調理及び買物が困難な65歳以上の方又は40歳以上の介護保険認定者で症状の改善が難しい方</u></p> <p>実施日：登録事業者の休日を除く毎日（昼食又は夕食、若しくは両方）で希望する曜日</p> <p>利用者負担：事業者が定める食事代 （所得状況等により助成あり）</p> <p>申請手続：申請書を高齢者支援課在宅支援係へ提出 利用の可否は、審査後に決定。</p>
<p>緊急通報システム</p> <p>高齢者支援課 在宅支援係 Tel62-9724</p>	<p>独居高齢者、高齢者夫婦世帯、身体障がい者のいる世帯の方に、緊急通報装置・ペンダントを貸与し、急病や災害時の消防署等への連絡手段の提供と月1回、保健師による安否確認を行います。</p> <p>利用の可否は、申請者に対する審査後、決定します。隣接地に親族がいない80歳以上の独居の方は、審査不要で御利用いただけます。</p> <p>緊急通報装置を設置できる世帯は、固定電話がある方で、NTT アナログ回線のみです。（ひかり回線は原則設置不可）</p> <p>申 請 地区の民生児童委員または在宅支援係 利用料 無 料</p>

事業名・申請先	内 容
<p>家族介護用品支給事業</p> <p>高齢者支援課 在宅支援係 Tel62-9724</p>	<p>在宅で要介護4・5の高齢者を介護している家族（介護者）に対して、介護用品の給付券を支給します。（要介護者が入所施設に入所または医療機関に入院している場合や、生活保護等の他の扶助制度による同様の給付を受けている方は除きます。）</p> <p>介護者及び要介護者のいずれも非課税世帯に属していることが要件となります。</p> <p>対象用品 紙おむつ・紙パンツ・尿取りパッド・使い捨て手袋・おしりふき</p> <p>給付券 月額6,500円</p>
<p>在宅福祉 通院移送サービス</p> <p>高齢者支援課 在宅支援係 Tel62-9724</p>	<p>車いすを使用している在宅の高齢者・身体障がい者で、通院に移送サービス車両（移動ベッド又は車いす専用）を必要とする方に、通院のための交通費を助成します。</p> <p>対象者 通院に移送サービス車両を必要とする次の方</p> <p>① 身体障がい者手帳所持者で下肢又は体幹機能障がい者1・2級の方</p> <p>② 身体障がい者手帳所持者で車いす利用の方</p> <p>③ 要介護4・5の方</p> <p>④ 要介護1以上で車いす利用の方</p> <p>※②及び④については、医師、理学療法士、作業療法士又はケアマネジャーが記載した意見書の提出が必要となります。</p> <p>利用料 運行料金の5割負担</p> <p><利用できるタクシー会社></p> <p>① 介護・ケア・タクシー 電話 62-0211</p> <p>② こばとハイヤー 電話 62-3142 (介護車両専用番号)</p>

事業名・申請先	内 容
<p>社会福祉法人等による 生計困難者等に対する 介護保険サービスに 係る利用者負担額軽減 制度事業</p> <p>高齢者支援課 介護保険係 Tel.62-9724</p>	<p>低所得で生計が困難である方が、社会福祉法人等の提供するサービスを受けたとき（社会福祉法人等が提供する法に基づくサービスに限る。）に、利用料が軽減されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 軽減の対象となるサービス(社会福祉法人等が提供するサービス) <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・(介護予防)認知症対応型通所介護 ・第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） ・(介護予防)短期入所生活介護 《特別養護老人ホームのショートステイ》 ・介護老人福祉施設サービス 《特別養護老人ホーム》 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 《小規模特別養護老人ホーム》 ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ■ 軽減の程度 利用者負担（1割）の1/4 ■ 軽減の対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・軽減の対象者は、町民税世帯非課税であって、次の要件を全て満たす者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 (2) 有価証券、債権、預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万を加算した額以下であること。 (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他、日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。 (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 (5) 介護保険料を滞納していないこと。 (6) 要介護旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者でないこと。

事業名・申請先	内 容
<p>介護保険低所得者等利用者負担助成事業</p> <p>高齢者支援課 介護保険係 Tel62-9724</p>	<p>低所得で生計が困難である方が社会福祉法人等以外の提供するサービスを受けたときに、利用料の一部の助成を受けられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 助成の対象となるサービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・（介護予防）認知症対応型通所介護 ・第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。） ・（介護予防）短期入所生活介護 《特別養護老人ホームのショートステイ》 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問入浴介護 ・（介護予防）訪問リハビリテーション ・（介護予防）通所リハビリテーション ・（介護予防）短期入所療養介護 《介護老人保健施設のショートステイ》 ・看護小規模多機能型居宅介護 ■ 助成の程度 利用者負担（1割）の1/4 ■ 助成の対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・助成の対象者は、町民税世帯非課税であって、次の要件を全て満たす者 <ol style="list-style-type: none"> (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 (2) 有価証券、債権、預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万を加算した額以下であること。 (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。 (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 (5) 介護保険料を滞納していないこと。 (6) 生活保護受給者でないこと。

事業名・申請先	内 容
<p>地域包括支援センター</p> <p>芽室町地域包括支援センター あいあい TEL66-8767 FAX66-8768</p>	<p>高齢者及びその家族の総合相談窓口として、芽室町保健福祉センター（あいあい21）内に、開設しています。</p> <p>「サービスの利用方法が分からない」、「介護保険のことを知りたい」、「認知症が気になり始めた」「介護状態になることを予防したい」「高齢者の虐待について」等、高齢者に関する相談にお応えします。</p> <p>保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が対応し、必要に応じて関係機関と連携を取りながら支援します。</p> <p>「困っているが、どこに聞けば良いかわからない」というような場合も、お気軽にご相談ください。</p>
<p>重度身体障害者等 交通費助成</p> <p>健康福祉課 障がい福祉係 TEL62-9723 (内線134・136)</p>	<p>在宅の高齢者・身体障がい者の方を対象に、外出の手助けと生活圏の拡大を目的として、タクシーチケットを交付します。</p> <p>※ただし、通院では使用できません。</p> <p>対象者 次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 下肢・体幹機能障がい者1・2級の方 ② 視覚障がい者1・2級の方 ③ 身体障がい者で車いす利用の方 ④ 要介護4・5の方 ⑤ 要介護1以上で車いす利用の方 <p>※③及び⑤については、医師・理学療法士・作業療法士又はケアマネジャーが記載した意見書の提出が必要となります。</p> <p>交付額 年額6,000円</p>

事業名・申請先	内容
<p>住民互助組織 めむろたすけ愛</p> <p>連絡先 080-3515-9963</p>	<p>※住民互助組織</p> <p>サービス利用者とサービス提供者が会員となり、相互扶助の心と対等な立場で、いろいろなサービスを行います。</p> <p>内容は、掃除・洗濯・料理・買物・庭の草取り等の家事一般、話し相手、外出及び通院介助等です。 (内容についてはご相談ください。)</p> <p>年会費 2,000円 利用料 1時間600円</p>
<p>一般社団法人 めむろ シニアワークセンター (概ね60歳以上の方の働く場所)</p> <p>連絡先 旧芽室公園管理事務所 (直通)66-7751 (FAX)66-7752</p>	<p>働くことを通じて地域社会の活性化に寄与し、生きがいの充実を目的とする団体です。</p> <p>概ね60歳以上の豊かな技能、知識、経験を持った方々の会員組織です。内容は、臨時的、短期的な仕事、継続が望ましい簡易(短時間)な仕事で、農作業、工場内作業、一般家庭の清掃、剪定、草刈り等です。 (内容についてはご相談ください。)</p> <p>利用料・利用時間はご相談ください。 (利用料については、会員の配分金に、センターの手数料を加算した料金となっています。)</p> <p>※会員登録も通年受付けております。希望者はセンター事務局までお越しください。</p> <p>資格：概ね60歳以上で働く意欲のある方であれば登録できます。(年会費3,000円)</p>

事業名・申請先	内容
<p>自立相談支援事業所</p> <p>とちぎ 生活あんしんセンター</p> <p>連絡先 TEL 66-7112 FAX 66-7113</p>	<p>さまざまな理由から生活に困っている方のご相談にのるために、北海道十勝総合振興局が作った窓口です。生活・仕事の不安を1日でも早く取り除けるよう、相談員と一緒に考え、行動します。</p> <p>対象者 生活に困っている方 ※十勝在住で、帯広市以外の方。 ※年齢制限はありません。</p> <p>料 金 相談無料です</p> <p>御相談はプライバシー保護の観点から、予約制となっております。まずは事前にお電話でおたずねください。</p>

一般介護予防事業一覧

高齢者が要介護状態にならず、心身機能の維持向上を図り、健康で生きがいのもてる生活を送ることができるよう支援します。

〈申請先〉高齢者支援課介護予防係 Tel62-9724

教室名	機能訓練教室 (いきいきリハビリ教室)	脳活性化教室 (かがやきサロンひまわり)
対象者	65歳以上の町民（原則、介護保険要介護認定者を除く）	
場 所	めむろ高齢者介護複合施設1階	
送 迎	あり（自宅→会場→自宅）	
内 容	運動プログラム、脳トレーニング、口腔機能向上プログラム、レクリエーション等	
期 間	5～3月（週1回）各クラス全40回	
	火・水・金曜日のいずれか	月・木曜日のいずれか
時 間	13時30分～15時30分	9時30分～15時30分
参加料	1か月 1,000円	1か月 2,400円 +食事代600円/回

教室名	高齢者体力増進教室（からだイキイキ運動塾）
対象者	65歳以上の町民で、筋力トレーニング用機械で運動でき、教室終了後も運動を継続することができる方
場 所	体力増進施設ひまわりⅡ
送 迎	なし
内 容	体力測定、ストレッチ、筋力トレーニング等

期 間	10月～1月 週2回（火・金曜） 全30回
時 間	10時～12時
参加料	6,000円（スポーツ安全保険料 1,200円／年を含む）

教室名	まる元運動教室
対象者	65歳以上の町民で、医師から運動を禁止されていない方 ※送迎付き介護予防教室の参加者及び介護保険の要介護認定の方を除く
場 所	めむろーど2階 セミナーホール
送 迎	なし
内 容	頭とカラダを連動させる体操、筋力トレーニング、レクリエーション、体力測定
期 間	毎週火曜日（祝日、役場閉庁日を除く）
時 間	Aクラス： 9時30分～11時00分 Bクラス： 12時30分～14時00分 Cクラス： 14時00分～15時30分
参加料	1か月 1,000円

事業名	あたまの健康チェック
対象者	40歳以上の町民 ※認知症の診断を受けている方及び認知症の治療をしている方を除く
内 容	職員と対面して簡単な質問に回答していただく方法で行います。 15分程度のお時間で気軽に受けることができます。 その場で結果がわかり、介護予防や生活習慣の改善に役立つ情報を提供させていただきます。 ※本テストは、同年度内に1人1回のみ利用となります。
料 金	無 料

事業名・申請先	内容
<p>認知症高齢者等 SOS ネットワーク</p>	<p>認知症など的高齢者が所在不明になった際に、ご家族等による「事前登録情報」をもとに協力機関に情報提供を行い、高齢者の安全確保を推進します。 [事前登録に必要な書類] ・御本人の写真（顔、全身 各1枚） ・SOSネットワーク事前登録申請書 ・申請者（御家族等）の印鑑</p>
<p>認知症サポーター 養成講座</p>	<p>認知症高齢者やその家族が、地域で安心して生活できるように、認知症サポーターの養成を行います。</p> <p>実施方法 町民向け講座（年2回） 出前講座（随時受付）他 実施内容 キャラバンメイト（養成講座講師）による研修を行います。</p> <p>※認知症サポーターを対象として、認知症サポーター・ステップアップ講座も行います。</p>
<p>オレンジカフェ</p>	<p>認知症の方やその家族、地域の方、専門職等どなたでも気軽に参加できる集いの場です。認知症や介護に関する相談対応も行っています。</p> <p>日 時 毎月1回（第4月曜日） 10:00～11:30 場 所 めむろーど3階 レファレンス室 参加費 必要に応じて負担があります。 内 容 ミニ講話、レクリエーション等 定 員 15名まで ※申込必要 （在宅支援係 TEL62-9724）</p>

事業名・申請先	内容
<p>予防接種</p>	<p>◇ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 (対象者) 以下に該当する町民で接種を希望する方。ただし、過去に23価ワクチンを接種した方は除く。 (1) 年度内に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方 (2) 年度内に60歳以上65歳未満の身体(内部)障害1級程度の方</p> <p>自己負担金：接種料金の半額 接種場所：町内医療機関及び町と委託契約をしている老人保健施設等</p> <p>◇ インフルエンザワクチン予防接種 (対象者) ① 接種日に満65歳以上の方 ② 接種日に満60歳以上65歳未満の身体(内部)障害1級程度の方</p> <p>自己負担金：接種料金の半額 接種場所：町内医療機関及び町と委託契約をしている老人保健施設等</p>
<p>健康・栄養相談</p>	<p>◇健康相談 ◇栄養相談(要予約) 保健師・管理栄養士が相談を行います。 (血圧測定等)</p>

令和4年度 芽室町の健（検）診一覧

40歳から74歳の芽室町国民健康保険の加入者、後期高齢者医療の対象者は、それぞれ「受診券」が送付されます。

健（検）診に関するお問い合わせ先は、

健康福祉課国保医療係 Tel62-9723（内線135・137）

健康福祉課保健推進係 Tel62-9723（内線142・143・144）です。

○40歳～74歳の国保加入者の特定健診受診方法

（昭和23年4月1日～昭和58年3月31日生まれの方）

健(検)診名	実施場所	実施期間	申込先	
国保特定健診	公立芽室病院	4月末～令和5年3月まで	公立芽室病院 62-2811	
	保健福祉センター (あいあい21内)	7月13日(水)・14日(木) 11月28日(月)・29日(火)	健康福祉課保健推進係 62-9723	
		9月3日(土)・4日(日) 令和5年1月28日(土)・29日(日)		
	あおばクリニック	4月～令和5年3月	あおばクリニック 62-2711	
	なかお内科		なかお内科 62-2035	
	はまだ内科医院		はまだ内科医院 62-0700	
	帯広西病院		帯広西病院 37-3330	
	十勝勤医協帯広病院		十勝勤医協帯広病院 21-4111	
	十勝勤医協白樺医院		十勝勤医協白樺医院 38-3500	
	北斗病院		北斗病院 47-7777	
	須藤内科クリニック		須藤内科クリニック 33-2800	
国保ブック	国保公立芽室病院 (すこやか)健診		公立芽室病院	公立芽室病院 62-2811
	国保巡回ブック		保健福祉センター (あいあい21内)	健康福祉課保健推進係 62-9723

	国保 厚生病院 施設ドック	帯広厚生病院	4月～令和5年3月 (通年)	①帯広厚生病院健 診センター 65-0101 ②健康福祉課 保健推進係 62-9723 [農協組合員] 農協へ直接お申込 み下さい。 [農協組合員以外] ①②両方にお申込 み下さい。
--	---------------------	--------	-------------------	--

※ 単年度に、特定健診を含む健診を重複して受けることはできません。

※ 検査や問診結果等から生活習慣病のリスク要因の数や年齢等と総合して生活改善の必要性レベルが判定され、「動機づけ支援」「積極的支援」を判定された方は保健師や管理栄養士、医師等から保健指導が実施されます。

○40歳～74歳の国保加入者以外の特定健診

労働安全衛生法による、事業主が実施する健診をお受けいただくこととなります。
扶養者等は、加入している健保組合や共済組合など各医療保険者からの通知をご確認ください。
なお、公立芽室病院健診(すこやか健診)をご希望の方は、(公立病院 62-2811)にお問い合わせください。

○75歳以上の方等後期高齢者医療の被保険者

健(検)診名		実施場所	実施期間	申込先
後期高齢者健診		公立芽室病院	4月末～令和5年3月	公立芽室病院 62-2811
		保健福祉センター (あいあい21内)	7月13日(水)・14日(木) 11月28日(月)・29日(火)	健康福祉課保健推進係 62-9723
			9月3日(土)・4日(日) 令和5年1月28日(土)・29日(日)	
		あおばクリニック	4月～令和5年3月	あおばクリニック 62-2711
		なかお内科		なかお内科 62-2035
		はまだ内科医院		はまだ内科医院 62-0700
		十勝勤医協帯広病院		十勝勤医協帯広病院 21-4111
		十勝勤医協白樺医院		十勝勤医協白樺医院 38-3500
	須藤内科クリニック	須藤内科クリニック 33-2800		
後期高齢者ドック	後期高齢者 公立芽室病院 (すこやか)健診	公立芽室病院	4月末～令和5年3月	公立芽室病院 62-2811
	後期高齢者 巡回ドック	保健福祉センター (あいあい21内)	7月13日(水)・14日(木) 11月28日(月)・29日(火) 9月3日(土)・4日(日) 令和5年1月28日(土)・29日(日)	健康福祉課保健推進係 62-9723

○一般芽室町民のがん検診・歯科検診、脳ドック

健(検)診名		対象者	実施場所	実施期間	申込先
各種がん検診	胃がん 肺がん 大腸がん	40歳以上の町民	保健福祉センター (あいあい21内)	7月13日(水)・14日(木) 11月28日(月)・29日(火) 9月3日(土)・4日(日) 令和5年1月28日(土)・29日(日) ※大腸がん検診に限り 9月2日(金) 令和5年1月27日(金)受診可	芽室町役場 健康福祉課 保健推進係 62-9723 (内線142・143・144)
	子宮頸がん	20歳以上の女性 (2年に1度) 注)令和3年度受診者は対象外	保健福祉センター (あいあい21内) 帯広市内 医療機関	6月13日(月)・14日(火) 9月2日(金)～4日(日) 令和5年1月27日(金)～29日(日) 5月～令和5年3月	
	乳がん	40歳以上の女性 (2年に1度) 注)令和3年度受診者は対象外	保健福祉センター (あいあい21内) 帯広市内 医療機関	6月13日(月)・14日(火) 9月2日(金)～4日(日) 令和5年1月27日(金)～29日(日) 5月～令和5年3月	
	マルチスライスCTによる肺がん検診	35歳以上の町民	公立芽室病院	1回目:6月 2回目:令和5年1月	
	前立腺がん検診	50歳以上の町民	保健福祉センター (あいあい21内)	7月13日(水)・14日(木) 11月28日(月)・29日(火) 9月3日(土)・4日(日) 令和5年1月28日(土)・29日(日)	
	肝炎ウイルス検診	35歳以上の町民	保健福祉センター (あいあい21内)	7月13日(水)・14日(木) 11月28日(月)・29日(火) 9月3日(土)・4日(日) 令和5年1月28日(土)・29日(日)	
成人歯科検診	20歳以上に達する町民	中央公民館 保健福祉センター (あいあい21内)	6月(予定) 9月4日(日) 令和5年1月29日(日)		
エキノコックス症検診	小学3年生以上の希望者 注)平成29年度以降受けていない方	保健福祉センター (あいあい21内)	9月3日(土)・4日(日) 令和5年1月28日(土)・29日(日)		
脳ドック	35歳以上の町民 注)令和3年度受診者は対象外。	・帯広協会病院 ・帯広厚生病院 ・北斗病院 ・西おびひろ脳神経クリニック ・十勝ヘルスケアクリニック	5月～令和5年2月	※受付は芽室町役場来庁のみ	

※ 芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例により、町税等に滞納がある場合は、各種健(検)診料の助成が受けられなくなることがあります。

※ 自己負担金の負担割合は、芽室町健康診査等自己負担金徴収要綱により設定されています。

〈芽室町社会福祉協議会事業一覧表〉

〈申請先〉芽室町社会福祉協議会（芽室町保健福祉センターあいあい2階）

Tel 62-1616 FAX 62-1657

事業名・申請先	内 容
車いすの貸出し	<p>ケガ等で一時的に独力での歩行が困難な者に対して車いすを貸し出します。</p> <p>対 象 者 芽室町に住所を有する者で、一時的に独力での歩行が困難な状態にあり、移動に車いすが必要と認められる方とする。ただし、次に掲げる方を除く。</p> <p>（1） 要介護認定を受け、福祉用具としての車椅子を貸与される者</p> <p>（2） 身体障害者手帳を所持し、補装具としての車椅子を交付される者</p> <p>（3） 病院に入院中の者又は介護施設、障がい者施設その他の福祉施設等に入所中の者</p> <p>貸出期間 3か月以内（更新可）</p> <p>費 用 1か月300円（1週間以内無料）</p> <p>申請手続 代理人申請可、印鑑</p> <p>そ の 他 年1回点検を行います。</p>
心配ごと相談所開設	<p>相談所は、町民の日常生活における心配ごとの相談に応じ、適切な助言や、関係機関等への橋渡しを行います。</p> <p>開設日 第2・第4水曜日 午後1時15分 ～午後3時30分</p> <p>開設場所 保健福祉センター静養室（2階）</p> <p>相談料 無料</p> <p>相談員 人権擁護委員、行政相談委員、学識経験者等6名の輪番制で、毎回2名の相談員があたる。</p>

事業名・申請先	内 容
<p>地域交流サロン事業</p> <p>芽室町社会福祉協議会 Tel62-1616</p>	<p>歩いて行くことのできる身近な地域において、高齢者・障がい者（児）・児童・乳幼児とその親が、気軽にいつでも集い、地域の豊かな人間関係、お互いに支え合い、助け合う関係を創りだす継続的な地域活動として「地域交流サロン」の設置運営を支援し、地域福祉の推進を図ることを目的に実施します。</p> <p>実施主体 住民組織やボランティア団体・個人 活動要件 月1回以上とし、継続的に行うこと。 参加人数 1回の開催につき、概ね5名～10名程度の参加があること。 助成金 実施1回あたり、2,000円。ただし、月4回を限度とする。</p>
<p>除雪サービス （町委託事業）</p> <p>芽室町社会福祉協議会 Tel62-1616</p>	<p>除雪が困難なひとり暮らしの高齢者、高齢者だけの世帯、身体障がい者と生活している世帯に対し、概ね10cm以上積雪があった場合、玄関から公道までの間を除雪するサービスです。幅は1m以内です。</p> <p>申請時は、地区の民生委員児童委員にご相談ください。</p> <p>利用料（1回）非課税世帯 100円 課税世帯 600円 キャンセル料 50円</p>

事業名・申請先	内容
<p>介護予防ポイント 推進事業 (町委託事業)</p> <p>連絡先 芽室町社会福祉協議会 62-1616</p>	<p>指定を受けた施設・団体等で高齢者がボランティア活動に参加することで、活動に応じたポイントを手帳に貯め、翌年度にそのポイントを商品券などに交換することができます。</p> <p>目 的：高齢者がボランティア活動を通して地域貢献することを奨励・支援し、高齢者自身の介護予防を推進します。</p> <p>対象者：65歳以上の芽室町民 ※ただし、この事業で行っている説明会への参加が必要になります。</p> <p>内 容：1時間の活動で1ポイントとし、1日2ポイントまでが上限です。(1ポイント=100円) 集めたポイントは最大50ポイント(5,000円)まで翌年度に商品券などに交換することができます。</p> <p>場 所：町の指定を受けた施設・団体</p>
<p>日常生活自立支援事業 (福祉サービス利用援助事業)</p>	<p>北海道地域福祉生活支援センターで実施する事業で、福祉サービス利用の手続きや生活費の管理、年金証書等の大切な書類の預かりを、芽室町社会福祉協議会に登録している「生活支援員」がお手伝いします。</p> <p>対象者：認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等で、日常生活の判断に不安のある在宅生活の方</p> <p>内 容 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類等の預かり</p> <p>手数料：1回(1時間程度) 1,200円 (交通費実費負担あり) ※生活保護を受給の方は無料</p> <p>登録生活支援員 14名 実働生活支援員 9名(令和4年3月現在)</p>

事業名・申請先	内容
<p>芽室町成年後見支援センター (町委託事業)</p>	<p>判断能力に不安のある方の生活や財産管理に関する困りごとについての相談窓口です。</p> <p>成年後見制度とは、判断能力が低下した人がいる場合にその人をサポートする人を家庭裁判所から選任してもらう制度のことです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ご希望される方には、成年後見制度の説明をします。 ■親族の方が家庭裁判所へ手続きをされる際の書類作成等について助言します。 ■成年後見人等になる方がいない、ふさわしい方が見つからない場合は、社会福祉協議会が成年後見人等になることもできます。 ■法律の専門家（弁護士又は司法書士）による専門相談会を開きます。 ■親族の方が成年後見人等になっている場合や親族に成年被後見人がおられる方の相談に応じます。 <p>相談は無料です。手続費用や報酬（年額）は家庭裁判所が決めた金額となります。</p>
<p>生活支援体制整備事業 ちよこっとサポート (町委託事業)</p>	<p>ふだんの暮らしの中のちょっとした困りごとを「できる人が、できる時に、できる範囲で」助け合うしくみです。</p> <p>利用対象：概ね65歳以上の方で支援を必要とする方等 利用料金：30分 250円（チケット1枚分） 利用時間：平日、午前9時～午後5時（1日1時間まで） 利用方法：会員登録（登録無料）が必要です。窓口・電話でご相談ください。</p> <p>その他：協力会員（サポーター）も随時募集しています。</p>



(編集)

令和4年4月6日

芽室町高齢者支援課在宅支援係

芽室町東2条2丁目14番地 芽室町役場

電話 62-9724 (高齢者支援課直通) FAX 62-0121